

恵那市地域公共交通運賃協議会設置規約

(目的)

第1条 恵那市地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域の需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 恵那市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者

(運賃協議会の運営)

第4条 運賃協議会に会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 運賃協議会の議決の方法は、原則として出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 6 運賃協議会は原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 運賃協議会において協議が調った事項は、恵那市地域公共交通会議に報告する。

(事務局)

第6条 運賃協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、恵那市まちづくり企画部交通政策課に置く。
- 3 事務局に従事する職員は、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 運賃等に関する相談、苦情、その他に対応するため、事務局を連絡窓口とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和7年1月28日から施行する。